

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に対する意見募集結果

1 意見募集期間 平成25年6月28日（金）～7月28日（日）

2 意見提出件数 68件

提出者一覧

(1) 放送事業者等（44者）

○ 認定放送持株会社・地上テレビ・AM放送事業者（10者）

(株) 鹿児島讀賣テレビ、(株) テレビ朝日、(株) テレビ信州、(株) テレビ東京、(株) 東京放送ホールディングス、日本テレビ放送網（株）、(株) フジテレビジョン（(株) フジ・メディア・ホールディングスと連名提出）、(株) 毎日放送、讀賣テレビ放送（株）

○ FM放送事業者（27者）

(株) エフエム愛知、(株) エフエム青森、(株) エフエム秋田、(株) エフエム岩手、(株) エフエム愛媛、(株) エフエム大分、(株) エフエム大阪、(株) エフエム沖縄、(株) エフエム香川、(株) エフエム鹿児島、(株) エフエム熊本、(株) エフエム高知、(株) エフエム佐賀、(株) エフエム山陰、(株) エフエム東京、(株) エフエム徳島、(株) エフエム長崎、(株) エフエム福岡、(株) エフエム北海道、(株) エフエム宮崎、(株) エフエムラジオ新潟、岡山エフエム放送（株）、静岡エフエム放送（株）、富山エフエム放送（株）、広島エフエム放送（株）、福井エフエム放送（株）、三重エフエム放送（株）

○ 短波放送事業者（1者）：(株) 日経ラジオ社

○ その他放送事業者等（6者）

スカパーJ S A T（株）、逗子・葉山コミュニティ放送（株）、(株) 日本国際放送、日本放送協会、(一社) 日本民間放送連盟、日本民間放送労働組合連合会

(2) その他（25者）

(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会、放送の自由は大事やないか研究会、個人（23者）

3 提出された意見に対する研究会の考え方

第2章 国際放送

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
2-1	2		国際放送	4-13	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人向け国際放送」は、外国に住む外国人に受信されることを目的とする放送です。よって、国内在住の外国人や、国内ホテルに滞在する外国人に視聴してもらい認知度を向上させることは「内なる国際化」という視点においては、一定の理解はできるものの、独自番組部分の内容や広告が国内での視聴を意識したものに変質し、民放事業者の事業に影響を与えることを危惧します。民放事業者の広告事業モデルに悪影響を及ぼさないよう、判断基準が示されることを希望します。 ・地方放送局の良質なドキュメンタリー番組が、JIB((株)日本国際放送)で過去において放送されてきたように、今後も、民間放送事業者、特に、地方局制作の放送コンテンツの海外発信には、力を入れていただくよう要望します。 (日本テレビ放送網株式会社) 	<p>国際放送を国内CATV事業者等へ配信するに当たっては、国際放送の本旨を損なわないよう配慮されるべきものと考えます。</p> <p>第一次取りまとめ(案)においても「(JIBは)・・・我が国の外国人向け映像情報発信への関与など、国際放送の試金石として、その位置付けを活かした事業を進めるべく維持・発展させることが適当である」としているところです。</p> <p>放送コンテンツの海外発信に関する御意見については、今後、国際放送を推進する上での参考意見と考えます。</p>
2-2	2	2(2)エ	コンテンツ配信手段の多様化	8	<p>民間と競合しない外国人向け国際放送に限ったインターネット利用推進であれば、反対はしない。 (一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
2-3	2	4 (1)	開始、休止及び廃止に係る 手続の簡素化	9	「簡素化を検討することが適当である」という見解に賛成します。 (日本放送協会)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
2-4	2	4 (2)	国内CATV事業者等への 番組提供の任意業務化	10	<ul style="list-style-type: none"> 外国人向けテレビ国際放送番組の国内CATV事業者への提供業務の任意業務化については、任意業務化にあたって新たな番組規律等が課されるなど、本来の国際放送番組としての編集に支障を与えるようなこととならないことが、まず大きな当然の前提だと考えます。 その上で、仮に任意業務と位置づけられた場合、NHKとしては、CATV事業者等が自らの負担で受信し放送するという現在のスキームの下で実施してゆく考えです。 (日本放送協会)	外国人向けテレビ国際放送の国内CATV事業者等への番組提供の任意業務化に当たっては、外国人向けテレビ国際放送の目的を損なわないよう留意されるべきものと考えます。 御意見については、今後、国際放送を推進する上での参考意見と考えます。
2-5	2	4 (2)	国内CATV事業者等への 番組提供の任意業務化	10	<国内ケーブルテレビへの配信> <ul style="list-style-type: none"> 放送法における「外国人向け国際放送」の定義は、外国に住む外国人に受信されることを目的とする放送です。国際放送の本旨は海外に住む外国人に日本の情報を伝えることにあります。 本案はJIB独自番組の拡大と広告収入の増加を促していますが、国際放送の国内配信を拡大することで、独自番組の内容や広告が国内での視聴を意識したものに、なし崩し的に変質する可能性がないとは言えません。独自番組や広告の在り方に関して、国際放送の本旨を損なわないよう十分な配慮をすべきと考えます。 (一般社団法人日本民間放送連盟)	国際放送を国内CATV事業者等へ配信するに当たっては、国際放送の本旨を損なわないよう配慮されるべきものと考えます。 第一次取りまとめ(案)においても「(JIBは)・・・我が国の外国人向け映像情報発信への関与など、国際放送の試金石として、その位置付けを活かした事業を進めるべく維持・発展させることが

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
						適当である」としているところです。
2-6	2	4 (2)	国内CATV事業者等への番組提供の任意業務化	10	民間と競合しない外国人向け国際放送番組の提供であれば、反対はしない。 (一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
2-7	2	5	JIBのテレビ国際放送の現状と課題	11-13	JIBとしては、「取りまとめ(案)」の指摘を真摯に受け止め、「世界に日本をよく知ってもらい、日本のプレゼンスを向上させる」というJIB設立の原点に立ち、これまでの経験則をさらに積み重ねるとともに、新たな分野・領域にも取り組んでいきたいと考えています。 (株式会社日本国際放送)	御意見については、今後、国際放送を推進する上での参考意見と考えます。
2-8	2	5 (2)	JIBの課題	12-13	<コンテンツ海外展開でJIBの役割に期待> ・本年6月に発表された政府の成長戦略で、放送コンテンツ等の海外展開の推進が示されました。外国人向けテレビ国際放送がその一翼を担うべく、取り組みを強化する方向が本案で示されたことは適切であると考えます。 ・民放事業者では特に地方局の番組がJIB[(株)日本国際放送]で放送されてきた実績があり、地方発の放送コンテンツの海外発信はさらに促進すべきです。 ・本案が指摘したとおり、JIBの業務を政府全体で支援することは極めて重要であると考えます。政府による支援を一層充実するよう強く求めます。	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					(一般社団法人日本民間放送連盟)	
2-9	2	5 (2) ア	J I B の独自番組の増加	12	<p>・「取りまとめ(案)」にあるように、世界を一波でカバーする広告放送は、必ずしも民間企業の広告戦略、あるいは個々具体的な商品・役務の広告需要とはフィットしないため、広告スポンサー獲得を大きく伸ばすことに繋がらず、J I B の広告営業は依然として苦戦しているのが実態です。</p> <p>・一方で「世界を同時一斉にカバーする」放送枠は、広く世界に日本の普遍的なイメージを行き渡らせるには有効な媒体であり、活用の仕方によっては少ない経費で大きな効果を期待できる存在といえます。日本への興味、関心と理解は、「文化の交流」「人の交流」「物の交流」へ発展させる必要があります、地域を限定する活動と併用して、より大きな相乗効果を実現させることが可能となります。</p> <p>・国や地域を絞り込んだ個別具体的な広告やビジネス活動は、こうしたグローバル広報戦略を背景にすることで、一層その存在感を増すものと考えます。</p> <p>・こうしたことから、「クールジャパン」「ビジットジャパン」「デリシャス日本」「グローバル30」といった官民連携のプロジェクトを進める際には、可能な限り J I B 放送枠の活用を与件とすようご配慮を賜りたい。</p> <p>(株式会社日本国際放送)</p>	御意見については、今後、国際放送を推進する上での参考意見と考えます。
2-10	2	5 (2) イ	ローカライズの推進	12	<p>・日本のコンテンツをアジアなど限定した地域向けにローカライズして、現地の放送局を通じて放送するという新しい国際展開に</p>	御意見については、今後、国際放送を推進する上での参考意見と

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>については、現在そのビジネス・スキームの構築に向け、現地放送局等との協力・信頼関係づくりを進めているところですが、日本のコンテンツに対する親近感は一朝一夕に醸成されるものではありません。</p> <p>・費用対効果を検証しながら着実に進めなければならないため、「取りまとめ(案)」にあるように、中長期的な視野からの政府全体としての支援を要請します。</p> <p>(株式会社日本国際放送)</p>	考えます。
2-11	2	5(2)イ、ウ	ローカライズの推進、官民が連携した我が国の情報発信の拡大	12-13	<p>・政府の成長戦略では放送コンテンツの海外展開の推進が示されましたが、海外展開において外国人向けテレビ国際放送の取り組み強化が示されたことは適切と考えます。</p> <p>(株式会社テレビ朝日)</p>	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
2-12	2	5(2)ウ	官民が連携した我が国の情報発信の拡大	13	<p>・震災復興シリーズ「FORWARD」の成果と評価を踏まえ、こうした情報発信に継続的に取り組むべきとの見解に賛成します。</p> <p>・オールジャパンの情報発信力を強化するためには、日本のコンテンツ制作者が日常的に海外発信を念頭に企画立案するという環境を整える必要があります。そのためにも、JIB枠を通じた情報発信事業の継続的な実施が必要だと考えます。</p> <p>(株式会社日本国際放送)</p>	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
2-13	2	5(2)オ	JIBの今後の位置付け	13	<p>「制約なく自由に活動できる」とされているJIBの活動について、「日本の国際放送の試金石」という公共的な役割を果たして</p>	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					いく上では、資金面も含めて、オールジャパンでの理解と支援が不可欠と考えます。 (日本放送協会)	する賛成意見と考えます。
2-14	2	5 (2) オ	J I B の今後の位置付け	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告のローカライズが困難なため広告収入の伸びが期待できない点など、現実を直視した上で、NHK からの自立よりも、インターネットなど伝送路の多様化への対応や、官民連携の映像情報発信強化などに軸足を置いた事業を進めるべきとしている点について極めて適切な指摘と考えます。 ・ JIB の発足から 5 年が経ちますが、独自放送部分に対する民放の協力がごく一部にとどまっていることなど、オールジャパンでの海外情報発信強化という当初の理念は未だに十分果たされていないと考えます。 ・ 独自番組枠の拡大や民放が番組供給などの協力をする上で、何が障害となっているのか等を洗い出し、必要であれば JIB の運営形態、組織体制にまで踏み込んだ抜本的な改革も視野に入れた検討が必要と考えます。 (株式会社テレビ朝日)	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>民放の協力に関する御意見については、今後、国際放送を推進する上での参考意見と考えます。</p>

第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
3-1	3		全体	14-32	<p>本章の「1 民間放送を取り巻く環境」では、テレビとラジオの経営環境をそれぞれ分析し、ラジオは経営状況が極めて厳しい状況であることを指摘している。それにもかかわらず、本項目ではその切迫した状況に対応した記述があまり見受けられない。マスメディア集中排除原則のあり方自体についても、テレビとラジオの状況を踏まえた検討を行うべきではないか。</p> <p>(一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	<p>「1 民間放送を取り巻く環境」及び「2 認定放送持株会社制度の導入の経緯と活用状況」で現状を分析した上で、それを踏まえて「3 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則の在り方」において、マスメディア集中排除原則の在り方を含む全般的な検討をしているものです。</p>
3-2	3		全体	14-32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案の[「キー局がローカル局を救済するため(だけ)の制度」という前提で認定放送持株会社制度を眺めることは不適切であり、もともと幅広い形態での活用を想定した制度であるという位置付けを再確認した上で検討することが重要]との指摘は、極めて適切です。 ・ ①議決権保有規制、②役員兼任規制、③資産割合制度に関し、早急に制度上の措置を講ずることが適当とされ、規制緩和の方針が示されたことを評価します。 ・ 当連盟がヒアリングで要望し、本案で引き続き検討とされた項目は「法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当」とされており、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。 <p>(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
3-3	3		全体	14-32	<ul style="list-style-type: none"> ・認定放送持株会社制度のもとで、①議決権保有規制、②役員兼任規制、③資産割合制度に関し、一定の規制緩和の方針が示されたことを評価します。 ・日本民間放送連盟が要望し、本案で引き続き検討とされた項目に関し、来年の通常国会で放送法改正案などが成立した後、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。 (日本テレビ放送網株式会社) 	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
3-4	3		全体	14-32	<p>取りまとめ案では民放連などの要望に基づいて、放送局の支配にかかわる議決権保有比率規制や役員兼任規制などを緩和する方向性が打ち出されているが、私たちはこれには反対する。</p> <p>そもそも認定放送持株会社制度は、「一資本による放送局の複数支配の禁止」のマスメディア集中排除原則に対して、複数支配を事実上可能とする、同原則と矛盾するおそれの強い制度である。それをさらに規制緩和することは、マスメディア集中排除原則の全面的な否定につながりかねない。むしろ私たちは、言論の多元性・多様性・地域性の確保を目的としたマスメディア集中排除原則の堅持・規制強化に向けた制度改正こそを求める。</p> <p>また、東日本大震災を経験した私たちとしては、大規模災害時に人々の生命と財産を守るために活動することがメディアの重要な社会的使命であると考え。地域に根ざして、地域に生活する人々のこまやかなニーズに応えられる放送こそが求められていると考えるべきである。従って、地域に密着した放送局のあり方や放送人の育成こそが急務であり、制度整備もこうした側面を支援</p>	御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>することこそが必要となる。</p> <p>ところが、放送局の経営者は「経営資源の効率的運用」を名目にして、業務の効率化を推進している。そのために放送番組の制作現場などでは労働強化が一段と進行して、放送局の内外で働く放送労働者は疲弊の極みに達している。各地で放送事故が相次いでいることや、番組をめぐる不祥事が跡を絶たないといった事態は、過度の効率化追求が招いた矛盾の表れにほかならない。</p> <p>一方、ラジオについては、すでに経営破綻に陥った放送局、また経営困難に直面している放送局が少なからず存在していることから、経営合理化・事業再編を容易にする制度整備の必要を否定することはできない。しかし、ラジオがいまリスナーから求められていることは、より魅力ある番組の多様な開発であり、そのためには自由で豊かな番組制作環境を整えることが急務であることは言うまでもなく、そういう環境整備に直結する制度改正こそが求められている。</p> <p>事業再編によって放送局や番組が減少するようなことがあっては、放送で働く者にとってもリスナーにとってもまったく利益にならず、むしろラジオの魅力をさらに減じて、業界メディアの衰退を加速させることになりかねないものとする。</p> <p>(日本民間放送労働組合連合会)</p>	
3-5	3		全体	14-32	<p>□議決権保有規制、②役員兼任規制、③資産割合制度に関し、早急に制度上の措置を講ずることが適当とされ、規制緩和の方針が示されたことも適切な対応と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p><input type="checkbox"/> ラジオを巡る状況への対応で { 第一次取りまとめ後に、経営の合理化等に早期かつ積極的に取り組もうとする放送事業者が、放送の地域性、多元性等を適切に確保しつつ、事業再編をより柔軟かつ円滑に行うことを可能とする制度整備の検討に早急に着手することとする。} 旨、明記されたことは適切な対応と考えます。</p> <p><input type="checkbox"/> 認定放送持株会社制度の12地域特例について、更なる検討を行っていくことが適当旨、記述されていますが、単純な都道府県数のみで議論するのか人口の多い三大都市圏については別段の扱いとするのかを含め、十分な議論・検討が必須と考えます。</p> <p><input type="checkbox"/> マスメディア集中排除原則の衛星基幹放送に係る特例については、スーパーハイビジョン(4K/8K)の育成を図ると同時にローカル局の経営への影響を勘案した施策が検討されることが重要と考えます。</p> <p>(株式会社毎日放送)</p>	<p>認定放送持株会社の12地域特例等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見と考えます。</p>
3-6	3	1(1)イ①	広告市場	14-15	<p>「(1) 広告市場」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の総広告費が足下では緩やかに回復 ・名目GDPに対する総広告費の割合はおおむね一定 ・総広告費に対するテレビ広告費の割合はほぼ一定か緩やかに増加 <p>としている一方で、「(2) 経営状況」において、テレビ放送事業者の売上高が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に広告費の低迷により、ピーク時から見れば低下トレンドに 	<p>「① 広告市場」では、足下を中心とした広告市場の動向を述べており、一方「② 経営状況」では、テレビ放送事業者の収益についてピーク時との比較を含む中長期のトレンドを述べているものです。</p> <p>経営環境に関するグラフ等の資</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>あると記載されている。これらはどれもヒアリング等から得た事実ではあるのだろうが、一方で「全体の広告市場は回復傾向にあり、テレビ向けの広告市場の状況も悪くない」という趣旨のことを言いつつ、他方で「広告費が低迷しているので民放の売り上げが低下トレンドにある」というのでは、論理的な整合がなく、現状の広告市場の状況とテレビ局の経営状況を把握しようとするうえで極めて分かりづらい。このテレビ局の経営環境については、例えば報告書本文中でもグラフ等も活用するなど、ていねいにわかりやすく説明することが、放送政策についての国民の理解を促進することになると考えるが、いかがか。</p> <p>(個人①)</p>	<p>料は多岐に及ぶため、第一次取りまとめ(案)の参考資料として併せて公表しているところです。</p>
3-7	3	1 (2) イ	経営環境	17	<p>①広告市場</p> <p>この原因としては、広告主のマーケティング手法や媒体別の広告費配分の変化、<u>中波の聴取環境の悪化</u>・・・・・・・・とあるが「FMの音楽を主体とした番組環境の激変」も加えていただきたい。</p> <p>FMの場合、音が混信せずクリーンでステレオ音声という特徴を活かし、音楽はFMでというイメージが定着し聴かれていたが、昨今は新曲などの音源がネットをはじめいろいろな媒体からダウンロードができ、しかも持ち運びがコンパクトで簡単となり、若者にラジオが聴かれなくなった。</p> <p>(株式会社エフエム岩手)</p>	<p>御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
3-8	3	1 (2) イ②	経営状況	17	<p>第4段落において「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第1段落の「平成24年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約4割、FMが約6割」が根拠と推察されるが、売上規模で言えば、2012年度の中短波局48局の売上合計は865億円、対してFM局51社(52波)の売上合計は610億円で、AMはFMの1.4倍、255億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波と同等である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>(株式会社エフエム宮崎)</p> <p>同旨：株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム青森、株式会社エフエム秋田、株式会社エフエム岩手、株式会社エフエム愛媛、株式会社エフエム大分、株式会社エフエム大阪、株式会社エフエム沖縄、株式会社エフエム香川、株式会社エフエム鹿児島、株式会社エフエム熊本、株式会社エフエム高知、株式会社エフエム佐賀、株式会社エフエム山陰、株式会社エフエム東京、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエム長崎、株式会社エフエム福岡、株式会社エフエム北</p>	御意見を踏まえ、「中短波を中心に」の記述を削除します。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					海道、株式会社エフエムラジオ新潟、岡山エフエム放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社、富山エフエム放送株式会社、広島エフエム放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、三重エフエム放送株式会社	
3-9	3	1 (2) ウ	今後の展望 「ラジオに係る規律の在り方」	18	用語の意味合い、意図するところが国民にわかりにくい。適切な表現に言いかえることを希望する。 (株式会社エフエム北海道)	該当の記述の趣旨は明確であると考えます。
3-10	3	3 (2) ア	制度の位置づけの再確認	20-21	・ 認定放送持株会社制度は、キー局が経営状況の厳しいローカル局を救済することを可能とするのみならず、キー局とBS局や経営状況のよいローカル局との経営の一体化、さらにローカル局同士の経営の一体化など、当初より多様な形態での活用を予定しているものとの認識が示されたことは適切と考えます。 (株式会社テレビ朝日)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
3-11	3	3 (2) ア	制度の位置づけの再確認	21	「『キー局がローカル局を救済するため(だけ)の制度』という前提で認定放送持株会社制度を眺めることは不適切であり、もともと幅広い形態での活用を想定した制度であるという位置づけを再確認した上で、検討することが重要である」との指摘は、基本的な事項でありながら、これまで見落とされがちであった点であり、これを制度見直しの基本的な視点として位置づけたことは適切と考えます。 (株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
3-12	3	3 (2) ア	制度の位置付けの再確認	21	<p>本案において『「キー局がローカル局を救済するため(だけ)の制度」という前提で認定放送持株会社制度を眺めることは不適切であり、もともと幅広い形態での活用を想定した制度であるという位置付けを再確認』することには重要な意義があり、賛同する。</p> <p>(株式会社テレビ東京)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>
3-13	3	3 (2) ウ	短期的検討と中長期的検討の区別の必要性	21	<p>多元性・多様性・地域性の確保は基幹放送の根幹をなすものであり、放送政策の制度設計に際しては最重要な論点であると考えます。</p> <p>従って、マスメディア集中排除原則の趣旨・目的として堅持され、一定の要件の下で特例を認めることが重要とする考え方は、妥当なものである。</p> <p>(讀賣テレビ放送株式会社)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>
3-14	3	3 (3)	具体的な見直しの方向性	22-32	<p>いわゆるマスメディア集中排除原則が制定された1959年と比べて、情報通信技術が格段に進歩し、情報入手の手段の多元性、言論の多様性は確保されていることから、当委員会は機会をとらえて同原則を緩和するよう求めてきた。</p> <p>今回打ち出そうとしている「議決権保有規制」「役員兼任規制」「資産割合制度」の見直しは、いずれも当委員会がかねて主張してきた方向性と合致し、評価できる。「第一次取りまとめ(案)」で早急に制度上の措置を講ずべきだとはされなかった項目についても、検討を進めてほしい。</p> <p>(一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>
3-15	3	3 (3)	具体的な見直しの方向性	22-32	<ul style="list-style-type: none"> 認定放送持株会社制度について、民間放送事業者の具体的な現場ニーズに応える形で規制緩和の方針が示されたことは評価 	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>する。特に、早急に制度上の措置を講ずべき項目として、①議決権保有規制、②役員兼任規制、③資産割合制度が具体的に示されたことは、民間放送事業者の経営選択肢の拡大に資するものとして歓迎する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、この制度の想定メリットとして、「持株会社を通じてグループ全体の資金調達を行うことにより、デジタル化に伴う傘下の放送事業者の資金調達が容易になり、さらには、その経営基盤の強化に資する」ことがあげられている。しかし、この想定の実現に当たっては、資産割合制度の流動資産(現預金等)の扱いについても、早急に適切な見直しが行われることが必要である。取りまとめ案で指摘されている「グループの業績が良好になるほど、子会社からの配当等によって持株会社の流動資産が増加し、資産割合制度の要件を満たしにくくなってしまふ」ことを避けるためにも、引き続きの見直し検討が適切かつ確実に行われていくことを望む。 キー局の安定経営を支えるための制度上の支援として民放の事業実態、とりわけキー局の事業構成への理解を求めたい。放送、非放送という外形的な判断だけではなく、放送や番組制作と周辺事業がどのように連動しているのかについて更なる現状分析が必要である。放送や番組制作との連携が認められ、基幹放送事業への収益貢献が測定できる場合には、それ自体が「放送」、「番組制作」に該当しなくとも、「周辺事業」として「密接関連業務」の範囲に包含できるよう要望する。 	<p>する賛成意見と考えます。</p> <p>資産割合制度の密接関連業務の範囲に関する御意見については、「② 見直しの方向性」(29ページ)で述べているとおり、「放送事業者から具体的なニーズを幅広く聴取しつつ、引き続き検討していくことが適当である」としているところです。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<ul style="list-style-type: none"> また、新たな放送・メディア事業の創生期においてはグループ経営上必ずしも基幹放送事業子会社で対応しきれず、親会社である認定放送持株会社の事業として行なう局面が想定される。そのため放送法関係審査基準第18条第4号の要件規定について、柱書きで「基幹放送事業者のために行なう次の業務をいう」とあるところを、「基幹放送事業者または認定放送持株会社のために行なう次の業務をいう」とする等の変更を要望する。 (株式会社東京放送ホールディングス) 	
3-16	3	3(3)ア②	見直しの方向性	24	<p>議決権保有規制の緩和につき、「上限(1/3)近くまでローカル局の議決権を保有している事例が既に6つある」「地方経済の低迷に伴うローカル局の株主による株式の放出に対し、株式の引受けを地元で確保することが困難となり、認定放送持株会社に引受けを依頼せざるを得ない状況が生じている」といった実態に即した事例を踏まえた上で、「12地域特例の枠内で1/3から1/2までの議決権保有を認める特例を措置することが考えられる」と緩和の方向性を打ち出したことは、適切と考えます。</p> <p>ただし、「12地域」という上限については、放送事業者等の実需や切迫性を勘案しつつ、柔軟に緩和していただくよう要望します。</p> <p>さらに、「1/2以下の議決権保有により支配する基幹放送事業者について、『子会社』の用語の定義を拡大するのではなく、『子会社』とは別の用語を設ける方向で考えていくことが適当」としていただくことも適切と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>認定放送持株会社の12地域特例等に関する御意見については、「(4)今後の進め方」(31ページ)で述べているとおり、「法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当である」としているところです。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>以上の緩和の方向性が打ち出されたことを踏まえ、当社としては、改めて認定放送持株会社による 1/3 から 1/2 までの議決権保有が可能となるよう、緩和を要望します</p> <p>(株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン)</p>	
3-17	3	3 (3) ア② (ii)	切迫した経営上の課題への対応	24	<ul style="list-style-type: none"> 議決権保有規制に関し、早急に制度上の措置を講ずることが適当とされ、規制緩和の方針が示されたことを評価いたします。 <p>(株式会社テレビ朝日)</p>	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
3-18	3	3 (3) イ②	見直しの方向性	26	<p>役員兼任規制の緩和につき、「特に地方では放送局の運営に通暁した人材に限られており、1/5 という役員兼任比率の基準を超えることなく地元で人材の『やり繰り』をすることが困難になってきている」といった実態に即した事例を踏まえた上で、「12 地域特例の枠内で、認定放送持株会社と子会社に至らない基幹放送事業者との間で役員兼任を可能とする特例を措置することが考えられる」と緩和の方向性を打ち出したことは、適切と考えます。</p> <p>ただし、「12 地域」という上限については、放送事業者等の実需や切迫性を勘案しつつ、柔軟に緩和していただくよう要望します。以上の緩和の方向性が打ち出されたことを踏まえ、当社としては、改めて認定放送持株会社と子会社に至らない基幹放送事業者との間で役員兼任が可能となるよう、緩和を要望します。</p> <p>また、上記の役員兼任の実状を踏まえ、基幹放送事業者同士の役員兼任規制についても、現行の放送法における上限である 1/3</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>認定放送持株会社の 12 地域特例等に関する御意見については、「(4) 今後の進め方」(31 ページ)で述べているとおり、「法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当である」としているところです。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					まで緩和することを改めて要望します。 (株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン)	
3-19	3	3(3)イ②(i)	切迫した経営上の課題への対応	26	・ 役員兼任規制、資産割合制度に関し、早急に制度上の措置を講ずることが適当とされ、規制緩和の方針が示されたことを評価いたします。 (株式会社テレビ朝日)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
3-20	3	3(3)エ②	見直しの方向性	28-29	資産割合制度の計算方法につき、流動資産(現預金等)や保有株式以外の資産(有形固定資産等)を分子に計上することを可能にすべき、及び、密接関連業務の範囲を拡大すべきとする要望に対し、「今後、総務省において事業者側からより詳細な事実関係等を聴取しつつ、必要な措置を講じていくことが適当である」と改善に向けた方向性が示されたことは、妥当な対応であり、これが実現するよう改めて要望します。 また、資産割合制度の基準について、放送の公共性を担保するという制度趣旨を確保できる範囲において、現行の1/2の水準からの緩和を要望します。 (株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。 後段の御意見については、「②見直しの方向性」で述べているとおり、「制度の根本的な要件は、引き続き堅持することが適当」としているところです。
3-21	3	3(3)エ②(iii)	密接関連業務の範囲	29	・ 資産割合制度に関し、早急に制度上の措置を講ずることが適当とされ、規制緩和の方針が示されたことを評価いたします。 (株式会社テレビ朝日)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
3-22	3	3(3)オ	マスメディア	29-30	地上基幹放送事業者やその支配関係者とその他の放送事業者と	御意見については、「(4)今

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
			集中排除原則 の衛星基幹放 送に係る特例		<p>の社会に与える影響の差は依然として大きく、マスメディア集中排除の思想は現在の環境においても維持されるべきである。</p> <p>一方で、放送の高度化のためには、影響力の強い地上基幹放送事業者がある程度の牽引役を担うことが普及の早道であることも自明であり、地上基幹放送事業者やその他の支配関係者の規制を緩和する際は、その他の放送事業者に対する規制、具体的には「保有する周波数（以下「トラポン数」）」の上限を撤廃または大きく緩和し、規制の差を堅持する必要があると考える。</p> <p>また、東経 110 度 CS 放送は、多種多様に専門化されたコンテンツ群を安定的に供給するところに地上基幹放送とは異なる価値がある。よって、チャンネルの専門性が維持され、かつ価値の源泉であるコンテンツや安定運用のための投資へ利益が再配分されるような、現在及び将来において想定され得る市場環境により即した、適切な制度設計を検討していくことが望ましい。</p> <p>特に、放送の高度化に伴う将来の衛星基幹放送の発展に際しては、総務省「放送サービスの高度化に関する検討会」でのスーパーハイビジョンに関する検討結果のとおり、2K 放送、4K 及び 8K 放送の混在（並存）並びに幅広い視聴者に対し、多様なチャンネルを提供することが想定されており、多様な事業者によって、継続的にスーパーハイビジョンの放送サービスを提供するような環境の整備が、110 度 CS 左旋等の新たな伝送路の帯域確保と合わせ必須であると思料する。</p> <p>このような環境実現のためには、トラポン数の上限緩和により、</p>	<p>後の進め方」（31 ページ）で述べられているとおり、「法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当である」としているところでは。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>既存の放送事業者が保持するコンテンツ制作力、資金力、リソース等のより積極的な活用を促進することと、技術進歩に合わせて一の放送事業者が、一定の範囲内で柔軟に利用スロット数を変更できるような制度設計とすることが望ましいと思料する。また今後、新たな動画圧縮技術(H. 265/HEVC) や伝送路符号化技術の実用化が見込まれており、マスメディア集中排除原則である多元性及び多様性の確保に配慮しつつも、周波数の希少性が緩和傾向にあるという観点からも、トラポン数の上限を緩和することは望ましいと考える。</p> <p>(スカパーJSAT 株式会社)</p>	
3-23	3	3(3)オ②	見直しの方向性	30	<p>B S放送や東経110度CS放送に関するマスメディア集中排除原則については、近年の当該放送事業者数の増加、スーパーハイビジョンの推進を踏まえた帯域の再編の方向性などを踏まえ、大幅に整理・緩和することが望ましいと考えます。</p> <p>その際、現行の衛星放送に関するマスメディア集中排除原則は、小規模な緩和が繰り返される過程の中でわかりにくい条文になっていることから、簡潔明瞭な整理がなされることを要望します。</p> <p>(株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン)</p>	<p>御意見については、「(4)今後の進め方」(31ページ)で述べられているとおり、「法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当である」としているところです。</p>
3-24	3	3(3)カ②	見直しの方向性	30	<p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等</p>	<p>御意見を踏まえ、「中短波を中心に」の記述を削除します。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>にFMはこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においてはFMと中短波を区別することのないように配慮いただきたい。</p> <p>(株式会社エフエム宮崎)</p> <p>同旨：株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム青森、株式会社エフエム秋田、株式会社エフエム岩手、株式会社エフエム愛媛、株式会社エフエム大分、株式会社エフエム大阪、株式会社エフエム沖縄、株式会社エフエム香川、株式会社エフエム鹿児島、株式会社エフエム熊本、株式会社エフエム高知、株式会社エフエム佐賀、株式会社エフエム山陰、株式会社エフエム東京、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエム長崎、株式会社エフエム福岡、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエムラジオ新潟、岡山東エフエム放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社、富山エフエム放送株式会社、広島エフエム放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、三重エフエム放送株式会社</p>	
3-25	3	3 (4)	今後の進め方	31	<ul style="list-style-type: none"> 「引き続き検討」とされた項目は「法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当」とされており、可能な限り速やかに規制緩和の方向で具体的な検討に着手することを強く要望いたします。 <p>(株式会社テレビ朝日)</p>	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
3-26	3		その他		総務省「放送政策に関する調査研究会」の第一次取りまとめ案(以	御意見については、今後の放送

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>下、本案) が公表されました。同研究会において当連盟は2度にわたりヒアリングに応じ、「認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則」「NHKのインターネット活用業務」について意見を述べ、その一部は本案に反映されたところです。本案で「引き続き検討」とされたマス排緩和をはじめとする当連盟の諸要望については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。</p> <p>(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	<p>行政を推進する上での参考意見と考えます。</p>
3-27	3		その他		<p>放送法施行規則第207条第1項に以下の規定がある。</p> <p>「ある1の者が、認定放送持株会社の議決権を10%超から33%以下の範囲で保有し、そしてその子会社である放送局の放送対象地域と重複する放送対象地域において放送する地上基幹放送事業者(「特別地上基幹放送事業者」という。)の議決権を保有するときには、その割合は10%を超えてはならない」</p> <p>この規定にある「特別地上基幹放送事業者」とは、認定放送持株会社の子会社である放送局と放送対象地域が重なり、しかも持株会社の外にある放送局をさす。この「特別地上基幹放送事業者」がラジオ局である場合には、ラジオに関するマス排規制との整合性を考慮し、「10%を超えてはならない」という規定を緩和するよう要望する。</p> <p>平成23年6月に措置されたラジオに係るマス排改正(規制緩和)は、①基幹放送事業者のうちテレビとラジオを区別し、ラジオ局については規制を緩和する②マス排は放送対象地域が重なる</p>	<p>御意見については、「(4)今後の進め方」(31ページ)で述べているとおり、「法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当である」としているところです。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>場合、重ならない場合で規制内容を区別していたが、ラジオについては地域が重なる、重ならないを問わず、同一の扱いとする—というのがポイントであった。具体的には放送対象地域の重複いかんにかかわらず、ラジオ4局特例（マス排省令 § 3 1 一・二関係）、および認定放送持株会社においてはラジオ4局子会社化、およびテレビ1局＋ラジオ4局の子会社化（マス排省令 § 4 1 一・二関係）が可能となった。</p> <p>にもかかわらず、前述の「特別地上基幹放送事業者」に関する規定は、依然としてテレビ・ラジオを同じ扱いとし、ラジオについても放送対象地域の重複を理由に制限を設けたままである。</p> <p>当該規定そのものを緩和するか、緩和が行われない場合でも、ラジオ局の経営上、具体的に必要性があり、多元性・多様性等の確保に大きな障害とならない場合には、特例として「10%超」を認めるよう要望する。</p> <p>(株式会社日経ラジオ社)</p>	

第4章 NHKのインターネット活用業務

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
4-1	4		全体	33-51	<p>・今日、インターネット利用者は1億人に迫り、デジタル化によってインターネット接続テレビが広く普及するといった社会状況にあります。本「取りまとめ(案)」は、そのような状況に即して、公共放送機関であるNHKが、視聴者の利便やニーズにこたえて、インターネットを自律的に活用し、急速な技術革新や環境変化に柔軟かつ適切に対応していけるようにするという観点から、必要な制度整備に向けての方向性を示されているものと認識しています。以下、その認識のもとに意見を述べます。</p> <p>・この章では、「NHKのインターネット活用業務」のあり方が検討されていますが、検討の対象とされているものが必ずしも明確ではありません。本「取りまとめ(案)」での基本的方向性は、上記のようなものであって、NHKのインターネット活用全体に対して新たに制約を付加しようとする趣旨ではない、と理解していますが、そうであれば、その趣旨に疑義が生じないよう、検討や規律の対象とするインターネット活用業務を限定して示していただくよう要望します。</p> <p>(日本放送協会)</p>	<p>第一次取りまとめ(案)において検討対象としている業務は、「現状」で例示されているようなインターネットを活用した業務であり、その範囲は明確であると考えます。</p> <p>NHKのインターネット活用業務に係る規律の在り方については、第一次取りまとめ(案)における検討結果を踏まえ、行政において検討が行われるものと考えます。</p>
4-2	4		全体	33-41	<p><基本的な考え方></p> <p>・NHKの業務は放送法において限定列举されています。</p> <p>インターネット活用業務に関しても、放送法の中で業務を特定してサービスの外縁を可能な限り明確にすることで、無限定な実施にしっかりと歯止めをかけるべきだと考えます。</p>	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<ul style="list-style-type: none"> ・NHKが放送・通信連携型の「ハイブリッドキャスト」サービスの具体像については、国民・視聴者に広く理解されているとは言えず、法改正の検討にあたっては、同サービスの具体像を可能な限り明確にすることが必要と考えます。NHKが作成する自主基準に丸投げすべきではないと考えます。 ・巨大な組織であるNHKが、受信料収入を財源にインターネット活用業務を拡大するのであれば、これまで以上に、公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が必要です。 <p>(日本テレビ放送網株式会社)</p>	
4-3	4		全体	33-41	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKがインターネットを活用して国民・視聴者への情報提供を充実させようとする方向性は理解しますが、無限定にインターネット活用業務を拡大することには反対です。 ・NHKは新たなインターネット活用業務を展開していきたい要望があるとのことですが、新しいサービス「ハイブリットキャスト」の具体像が国民・視聴者に広く理解されている状況とは言えません。よって受信料を充当して行うべき業務かどうかを判断するのは極めて難しい状況です。サービスの具体像を明確にすることが大切です。 ・NHKの業務は放送法において限定列挙されており、インターネット活用業務に関しても放送法の中で業務を特定してサービスを明確にすることで、無限定な実施に歯止めをかけるべきと考えます。 ・NHKは巨大な全国組織であり、地方における民放事業者との 	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>体力差は歴然としています。NHKが独占的な受信料収入を財源にインターネット活用業務を広げるのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が不可欠になると考えます。</p> <p>(株式会社テレビ信州)</p>	
4-4	4		全体	33-41	<ul style="list-style-type: none"> • NHKの与えられた使命を考慮すると、公共性があれば放送制度を逸脱してインターネットの活用が自由にできるという考え方は、放送が本業である以上いかに公共性があるとしてもきちんと広く各分野を代表する中立的な第三者機関による検証を受け、民間事業者との公平な関係、地域免許制度などの放送制度の整合性など、放送法の下で明確に活用するのが前提と考えます。 • インターネット活用業務に放送を前提とした受信料収入を使うことは、放送法に基づき設立された特殊法人であるため、NHKが実施できるインターネット活用業務は放送の補完、二次利用に限定されるべきと考えます。放送とは関係のない独自のコンテンツは明らかに趣旨が違う。 <p>現実的に放送のあり方を考慮すれば、インターネット活用は放送に付随するものであり二次利用に限定されるべきものです。即ちオリンピックなどの国民的関心の高い世界的なスポーツイベントなどにおいては、わが国におけるNHKと民間放送事業との関係においてそれぞれ地上放送・BS放送での放送を優先し、ライブ配信の対象は両者が録画中継やライブストリーミングを</p>	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>しない競技に限定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKが進めている放送・通信連携型の「ハイブリッドキャスト」の先導的役割は大いに期待されるものですが、そのサービスの実施に当たっては法の検証が必要と考えます。また、そのサービスの実施に当たっては定義が不明確であり、ハイブリッドキャスト利用者と、それ以外の受信料負担者との公平性をきちんと説明する必要があると考えます。 <p>(株式会社鹿児島讀賣テレビ)</p>	
4-5	4	2(2)	NHKの要望事項	35-38	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKから要望のあった個別要望事項に対する考え方は、概ね妥当と考えます。ただし、オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信は、民放事業者が行うインターネットライブ配信競技と重複しないようにすべきと考えます。 ・またラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)に関し、「各放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、法令上特段の規律はなく、必要があれば、国民・利用者の意見を踏まえて、当事者間で検討を行うことが望ましい」とありますが、放送対象地域に即して配信する意義を十分に勘案して検討すべきです。 <p>(株式会社テレビ朝日)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信及びラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)に関する御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>
4-6	4	3(1)ア①	日本民間放送連盟	38-39	<p>第一次取りまとめ(案)に概ね賛同する。</p> <p>民放ラジオの経営環境は、厳しさを増すばかりである。民放ラジオに求められている最大の課題は「経営の強靱化」である。</p>	

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>第一次取りまとめ(案) P.38に記載されている「民放連の主張」である「インターネットによるラジオのサイマル放送は、その放送対象地域に則すべき」の考え方は、まったくの時代錯誤であり「江戸時代の鎖国政策」そのものである。</p> <p>先般、総務省で公開された「放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中間取りまとめ(案)」にも記載されているが、インターネットによるラジオのサービスエリアの広域化は、ラジオ局の「経営の強靱化」に大きく寄与する事は明白であり、放送と通信の融合そのものである。</p> <p>これまで、放送(無線)局の無線設備による電波は、他の放送(無線)局との干渉妨害を避ける為に、その放送(無線)局が他からの混信妨害から保護されるエリアとして「放送対象地域」が設定されている。</p> <p>これは無線(電波)を使う以上、避けられない必須の条件ではあるが、今般、電気通信サービスを用いたラジオのサービスエリアの広域化は無線(電波)とは異なり、その仕組みから無線(電波)特有の混信妨害は発生しない。</p> <p>放送と通信の融合により、双方の技術的な特徴を生かした、まさに時代を代表するようなインターネットサービスが、このラジオの広域化である。</p> <p>国は、NHK、民放ラジオとともに、積極的にラジオのインターネット利用によるサービスエリアの広域化を押し進めるべきである。</p> <p>その際、そのサービスを享受される全国民の不利益とならないよ</p>	

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					うに、国の施策として、通信の設備整備、その運用、また非常災害時の対応、著作権等の権利処理の一元化や簡素化を進めるべきである。 (個人⑤)	
4-7	4	3(1)ア①	日本民間放送連盟	38-39	<p>総務省の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中間取りまとめ」の提言に記載があるが、「インターネットによるラジオのサービスエリアの広域化」は通信を利用したラジオ放送の強靱化の方策のひとつであり、NHK、民放ラジオ共に、インターネット経由による放送サービスのエリアフリー化に賛同する。</p> <p>第一次取りまとめ(案)にある「民放連の主張」にある「インターネットによるラジオのサイマル放送は、その放送対象地域に則すべき」の考え方は国民の公平性、独禁法の観点から鑑みると、ユーザーニーズ(リスナーサイド)に立っていない経営サイド、いわゆる「業界」の考え方であり、放送と通信の融合の観点からは、時代と逆行した動きである。</p> <p>通信の場合には、ユニバーサルサービスであり、権利処理の問題を除いて、放送エリアという概念はないため法律上においてエリアフリー化に特段の制約はないため、国策の一環として推し進めるべきと考える。</p> <p>また、著作権集中管理団体とは別になる、個別権利者の権利処理に関しても、国策の一環として、個別権利者の理解を求められるように働き掛けていただくことを希望する。</p> <p>また、国は著作権等の権利処理の一元化や簡素化を進めるべき</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>である。</p> <p>国の施策として、NHK や民放ラジオ社を区別せず、ラジオのサイマルサービス用の通信設備の整備と運用、非常災害時の対応等も含めての制度整備を行うべきである。</p> <p>(個人・匿名㉑)</p>	
4-8	4	3 (2)	NHK の要望事項に関する考え方	40-51	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKが国民・視聴者に対し、放送番組の配信等、インターネットを活用した新たなサービスを充実させようとする方向性は理解する。一方で、「NHKが放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない」という指摘は至極もつともであり、今後の制度整備の原則とするべきである。 ・ NHKの業務は放送法で限定列挙されており、インターネットを活用した新たなサービスについても、放送法の中で明確に業務を記述し、無限定な業務拡大にはしっかりとした歯止めをかけるべきである。 ・ NHKの放送外任意業務の実施基準として、1) 公共性が認められること、2) 放送の補完の範囲にとどまるものであること、3) 市場への影響の程度、の3点が具体的に示されたことについては評価すると共に、これらの基準の法令化を強く要望する。また、「放送の補完」であることの検証対象として、a) 放送番組との密接関連性、b) 支出規模に加えて、「c) (地域 	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					免許制度や番組規律など) 放送制度との整合性」を盛り込むことを要望する。 (株式会社東京放送ホールディングス)	
4-9	4	3 (2) ア	基本的な考え方	40	・「NHKはこれまでより積極的にインターネットを活用した業務を実施することが適当」とする見解に賛成します。 (日本放送協会)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
4-10	4	3 (2) ア	基本的な考え方	40	・NHKの任意業務(20条2項業務)全般の基準がここで新たに示されているかのように書かれていますが、この3基準は、いくつかの事例を想定すれば明らかなように、現行の任意業務(1~8号)すべてに当てはまるものではなく、また、本研究会において任意業務全般については議論されていないことから、任意業務としてのインターネット活用業務に限ったものとして、その旨誤解のないように書かれることが適当と考えますので、そのように修正していただくよう要望します。 (日本放送協会)	第一次取りまとめ(案)第4章の検討対象は、(任意業務の中でも特に)NHKのインターネット活用業務であることから、御意見を踏まえ、40ページ(2)「ア 基本的な考え方」3段落目を以下のとおり修正します。 「インターネット活用業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについては、以下の3つの基準にしたがって判断することが適当である。」
4-11	4	3 (2) ア	基本的な考え方	40	NHKが放送以外の任意業務を実施するにあたり、(i)公共性が認められること(ii)放送の補完の範囲にとどまるものであること(iii)市場への影響の程度の3つの基準が示されたことは、適切と考えます。	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。 業務範囲規律の手法に関する御

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>受信料を財源とするNHKと、無料広告収入を主軸とする民放が共存する二元体制を今後も維持・発展させていくため、NHKの業務内容がこの3基準を満たしているかどうかを絶えずチェックしていくことが重要であり、これを担保していくための手段や方法について、引き続き議論を続けていくべきと考えます。</p> <p>(株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン)</p>	<p>意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>
4-12	4	3(2)ア	基本的な考え方	40	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKがインターネットを活用して国民・視聴者への情報提供を充実させようとする方向性は理解しますが、本案での指摘通り、NHKのネット活用はあくまで放送の補完が原則であり、この指摘は今後の制度整備の原則と考えます。 ・ NHKの業務は放送法において限定列举されており、インターネット活用業務に関しても放送法で業務を特定してサービス範囲を明確にし、無限定な実施に歯止めをかける必要があると考えます。 ・ NHKは全国組織であり、地方の民放事業者との体力差は歴然としています。NHKが独占的な受信料収入を財源にインターネット活用業務を広げるのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「二元体制」のバランスへの配慮が不可欠と考えます。 <p>(株式会社テレビ朝日)</p>	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>
4-13	4	3(2)ア	基本的な考え方	40	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKが任意業務として実施し得るか否かの基準として、この3点を示したことは大変重要かつ適切な指摘と考えます。この 	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>3点について法令で担保されるよう早期の制度化を要望いたします。</p> <p>(株式会社テレビ朝日)</p>	<p>する賛成意見と考えます。</p> <p>業務範囲規律の手法に関する御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>
4-14	4	3(2)ア	基本的な考え方	40	<ul style="list-style-type: none"> 一概にインターネット活用を否定するものではないが、NHKは放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、受信料収入を主な財源としていることを踏まえれば、インターネット活用など放送以外の業務を無限定に実施できるとするのは適切ではないと考えます。 上記のNHKの基本的な位置づけを踏まえれば、NHKが任意業務として実施し得るか否かを判断する際の基準として、「公共性」、「放送の補完」、「市場への影響程度」の3つの基準に加え、「放送法や基幹放送普及基本計画など放送の基本的な制度に適合したものであること」を付け加えるが必要と考えます。 <p>(読賣テレビ放送株式会社)</p>	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>
4-15	4	3(2)ア	基本的な考え方	40-41	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> NHKがインターネットを活用して国民・視聴者への情報提供を充実させようとする方向性は理解します。 NHKが放送・通信連携型の「ハイブリッドキャスト」サービスを実施するには法改正が必要であり、NHKの先導的役割が大いに期待されるところです。しかしながら、「ハイブリッドキ 	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>ヤスト」サービスの具体像については、国民・視聴者に広く理解されているとは到底言い難く、受信料を充当して行うべき業務かどうかを判断するのは極めて難しいと思われます。法改正の検討にあたっては、同サービスの具体像を可能な限り明確にすることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「NHKが放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない」との本案の指摘は、今後の制度整備の原則と言えるものです。NHKの業務は放送法において限定列挙されており、インターネット活用業務に関しても放送法の中で業務を特定してサービスの外縁を可能な限り明確にすることで、無限定な実施にしっかりと歯止めをかけるべきと考えます。 ・ NHKは巨大な全国組織であり、地方における民放事業者との体力差は歴然としています。NHKが独占的な受信料収入を財源にインターネット活用業務を広げるのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が不可欠になると考えます。 <p>(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	
4-16	4	3 (2) ア	基本的な考え方	40-41	<p>「第一次取りまとめ(案)」は、「NHKはこれまでより積極的にインターネットを活用した業務を実施することが適当」としている。当委員会は、6月5日開催の第9回「放送政策に関する調査研究会」のヒアリングでも述べた通り、NHKだけがインターネットを利用すべきではない、という意見は持っていない。しかし、</p>	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>放送法で規制され、現行の受信料制度で保護される NHK のインターネット利用は、限定的なものであるべきだという立場にある。なぜならば、①租税に近い受信料制度で成り立ち、放送を主たる業務とする NHK の業務範囲が、「附帯業務」を拡大解釈し、「特認業務」という例外措置でインターネット業務に及び、それが肥大することは法の基本概念をゆがめる、②NHK のインターネット利用が無制限に拡大すると、民間による市場の自立・発展を妨げかねない——と考えられるからである。これらの主張は、公平な競争条件こそが、メディアの多様性、多元性を担保し、国民の情報選択の幅を維持するために必要であるという前提による。</p> <p>「第一次取りまとめ(案)」で比較例示されている諸外国では、公共放送がインターネット業務を行うに当たって、公共放送の役割とともに、その財源である受信料制度の在り方も議論してきたと聞く。もし、基本的な方向性として NHK のインターネット利用推進を掲げ、その根拠の一つに諸外国の現状を挙げるのであれば、諸外国と同様の議論を重ねることが当然必要な手続きであると考ええる。</p> <p>このため、放送・通信の融合が進む中、放送法が実態に沿わなくなりつつあるのであれば、受信料制度のあり方も含め抜本的な法改正も視野に入れなければならないとあらためて主張する。また、その際は、NHK の資産を社会のために開放し、広く国民の利益にかなうよう、抜本的な論議が必要であることも重ねて申し述べる。</p>	

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>この点で、総論としてNHKのインターネット活用業務に関する「第一次取りまとめ(案)」の内容は尚早なものであると考えられるが、挙げられたいくつかの項目についても、意見を述べたい。</p> <p>インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務について、NHKが任意業務として実施し得るかどうかを検討する基準として、「公共性が認められること」「放送の補完の範囲にとどまるものであること」「市場への影響の程度」の三つが示されたことは評価できる。また、「市場への影響の程度」では、何らかの影響を与えた場合の対応策が合理的かどうかを検証することの必要性にも言及しており、この点も評価できる。</p> <p>ただし、後述の「個別要望事項に対する考え方」で示されているそれぞれの事項に対する判断を読むと、「市場への影響の程度」を検討するのに最低限必要な内容である市場規模や市場の構成などに関するデータすら記述されていない。もし実際にもこのような形で運用されるのであれば、これらの実効性に疑問を抱かざるを得ない。</p> <p>(一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	
4-17	4	3(2)ア	基本的な考え方	40-41	<p>・NHKは安定的な受信料収入を基盤としており、企業の広告宣伝費等を財政基盤とする民放事業者との差異は歴然としている。経営基盤の圧倒的な差異の中でNHKがインターネット活用業務を広げることは、公共放送と民間放送という「放送の二元体制」のバランスを欠く可能性があり、「市場への影響の程度」に十分配慮する必要がある。このことを「基本的な考え方」の冒頭に</p>	<p>NHKがインターネット活用業務を任意業務として実施し得るか否かについては、「市場への影響の程度」を判断基準とすることを本文中に明記しているところであり、本文の修正は不要と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>明記することを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK がインターネットを活用して国民・視聴者への情報提供を充実させようとする方向性は理解する。 ・「NHK が放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない」との本案の指摘は、公共放送と民間放送による「放送の二元体制」の原則であり、賛同する。 ・しかるに NHK のインターネット活用業務は、NHK が作成する自主基準では無く、引き続き放送法において限定列挙する必要があり、このことを「基本的考え方」に明記することを要望する。 (株式会社テレビ東京) 	<p>NHKの業務範囲規律の在り方について、いかなる方法を採用するかは、第一次取りまとめ(案)における検討結果を踏まえ、行政において検討が行われるものと考えます。</p>
4-18	4	3(2)ア(i)	公共性が認められること	40	<p>「民放が実施していないもの」と「充実した報道体制を有する公共放送として当然に実施すべきもの」の2点だけが公共性の判断要素として書かれていますが、その考え方では不十分であり必ずしも適切とは言えないことから、これらはあくまで例示であるということを明確にさせていただくよう要望します。なお、後段「NHKの要望事項に関する考え方」における公共性の判断において理由として挙げられていることとの整合性についても考慮されるべきと考えます。 (日本放送協会)</p>	<p>御意見を踏まえ、例示であることを明確にするため、以下のとおり40ページ(2)ア「(i)公共性が認められること」第2文目を以下のとおり修正します。</p> <p>「具体的には、国際放送や大規模災害時の報道など、民間放送事業者が実施していないものや充実した報道体制を有する公共放送として当然に実施すべきものに該当するか否かといった視点で検証す</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
						る必要がある。」
4-19	4	3 (2) ア (ii) (a)	放送番組との密 接関連性	40	「放送番組との密接関連性」に挙げられている「番組の一部を構成」「番組編集素材」「番組と連動または一体提供」といった要素は、例えば番組を編集加工されたものが含まれていないことなどから、あくまで例示であると考えられるので、そのことをより明確に示していただくよう要望します。 (日本放送協会)	第一次取りまとめ(案)では、該当箇所について、「具体的には、(中略)否かといった視点で検討することが必要」としており、挙げられている視点が例示であることは明らかであると考えます。
4-20	4	3 (2) ア (ii) (b)	支出規模	41	・ 妥当な指摘であり、番組アーカイブ業務(NHKオンデマンド)についても、放送本体業務があつて初めて可能となる業務であることを踏まえれば、適正な支出規模が守られるべきと考える。 また、番組アーカイブ業務(NHK オンデマンド)は平成25年度末の黒字化の見通しが立っておらず、今後、実施基準に従って業務継続の是非も含めた検討対象となる可能性が高いと思われる。 従って、支出規模を論じる場合にも、まずはNHKオンデマンドの在り方に関する総括がなされることが先決であると考え る。 (讀賣テレビ放送株式会社)	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-21	4	3 (2) ア (iii)	市場への影響の 程度	41	「関連する市場全体への影響を考慮すべき」という点について、抽象的な書き方にとどまっておられ様々な解釈がされうるので、既得権益者の保護といったことではなく、視聴者(消費者)利益の確保の観点から公正な市場競争を害しないよう考慮するという趣	「市場への影響の程度」の趣旨は、第一次取りまとめ(案)並びに本意見募集において添付した参考資料を踏まえれば、「既得権益

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					旨である旨、明記していただくよう要望します。 (日本放送協会)	者の保護」といったことではないことは明らかであり、明記は不要と考えます。
4-22	4	3 (2) ア (iii)	市場への影響の程度	41	<ul style="list-style-type: none"> NHKが制定する「業務の実施基準」によって行われる業務については「市場への影響の程度」を合理的に判断するため、オープンな制定手続きが必要となることを本案に明記することを要望する。判断の具体的方法として、NHK自らが意見募集や公聴会を実施するなど、国民・視聴者・利害関係者の声を聞く機会を、十分な期間を確保して行うよう、本案に記載することを要望する。 (株式会社テレビ東京) 	NHKの業務範囲規律の在り方について、いかなる方法を採用するかは、第一次取りまとめ(案)における検討結果を踏まえ、行政において検討が行われるものと考えます。
4-23	4	3 (2) イ	個別要望事項に対する考え方	41-46	<ul style="list-style-type: none"> NHKから要望があった個別要望事項に対する考え方は、以下の2点を除き、概ね妥当と考えます。ただし、今後NHKが策定する個別のインターネット活用業務の具体的計画によっては、判断が変わることもあり得ます。 オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信は、放送対象競技のみならず、民放事業者が行うインターネットライブ配信競技と重複しないようにすべきと考えます。「市場への影響の程度」の観点で言えば、民放の有料放送事業をはじめとする民間ビジネスに影響を与えないことも重要です。 ラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)に関し、「各放送対象地域に即してインターネット配信を行うか 	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信及びラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)に関する御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えま</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					否かに関しては、(中略)当事者間で検討を行うことが望ましい」とありますが、放送対象地域に即して配信する意義を十分に勘案して検討すべきです。 (一般社団法人日本民間放送連盟)	す。
4-24	4	3 (2) イ	個別要望事項に対する考え方	41-46	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信は、民放事業者が行うインターネットライブ配信競技と重複しないようにすべきです。「市場への影響の程度」の観点で言えば、民放の有料放送事業をはじめとする民間ビジネスに影響を与えないことが重要です。 ・ラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)に関し、「各放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、(中略)当事者間で検討を行うことが望ましい」とありますが、放送対象地域に即して配信する意義を十分に勘案して検討すべきです。 (日本テレビ放送網株式会社) 	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-25	4	3 (2) イ	個別要望事項に対する考え方	41-46	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKから要望があった個別要望事項に対する考え方は、以下の点を除き、概ね妥当と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 放送対象外のオリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会のインターネットライブ配信は、動画配信市場に影響を与えない範囲で実施することを要望します。 (株式会社テレビ信州) 	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信に関する御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えま</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
						す。
4-26	4	3(2)イ①	ラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)	42	<p>・放送対象地域は、この取りまとめ案において再三指摘されている放送の三原則の一つである「地域性」と表裏一体をなす、極めて重要な仕組みであり、“各放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否か”に関しては、法令上特段の規律はなく、必要があれば、国民・利用者の意見を踏まえて、当事者間で検討を行うことが望ましい“とするのは不適切と考えます。</p> <p>NHKの要望事項に対する基本的な判断基準の項目でも述べたように、インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについては、「放送法や基幹放送普及基本計画などの放送の基本的な制度に適合したものであること」は必要不可欠であり、ラジオのインターネット配信は放送対象地域に即して実施されなければならないとするのが適切と考えます。</p> <p>(読賣テレビ放送株式会社)</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-27	4	3(2)イ①	ラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)	41-42	<p>恒常化は理解できる。ただし、放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、当事者間で検討を行うことが望ましいとしているが、民間放送との調整を十分に図るようNHK側に求めるべきだ。また、得られた知見は広く公開し技術的成果の共有を図ることも求める。</p> <p>(一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-28	4	3(2)イ②	オリンピック等	42-43	<p>・概ね妥当と考えます。</p>	御意見については、今後のNH

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
			国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信		但し、オリンピックについても、まず、NHKの本来業務である地上放送や衛星放送のチャンネルで放送することが優先されるべきと考えます。 (讀賣テレビ放送株式会社)	Kのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-29	4	3(2)イ②	オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信	42-43	オリンピックに限定して「今後同様の業務を継続することは問題のないものと考えられる」とし、それ以外のものについては改めて検証が必要としたことは、適当だと考えられる。ただし、認可申請を得て、終了後には成果を公開する手続きを設けることは、公共放送NHKの在り方を国民が監視するために必要だ。 (一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
4-30	4	3(2)イ②(iii)	市場への影響の程度	43	<ul style="list-style-type: none"> オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信に関しては、公共放送と民間放送による「放送の二元体制」のバランスに十分配慮する必要がある。 NHKが行うインターネットライブ配信については、NHK・民間放送事業者の放送対象外の競技、および民間放送事業者や第三者の行うインターネットライブ配信対象外の競技に限定すべきであり、これを明記することを要望する。 「オリンピックについて今後同様の業務を継続することは問題ないものと考えられるが」の記載については、「オリンピックについて今後同様の業務を継続することは、民間放送事業者や市場への影響の程度に十分配慮すれば問題ないと考えられ 	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p> <p>NHKの業務範囲規律の在り方について、いかなる方法を採用するかは、第一次取りまとめ(案)における検討結果を踏まえ、行政において検討が行われるものと考えます。</p> <p>「市場への影響の程度」につい</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					るが」という記載に変更することを要望する。 (株式会社テレビ東京)	ては、第一次取りまとめ(案)では、NHKの要望事項ごとに個別に検討し、それを踏まえ「以上のことから(中略)必要」との結論を記載しているところです。
4-31	4	3(2)イ③	災害情報や防災等に資する情報の積極的な提供	43-44	・妥当と考えます。 (讀賣テレビ放送株式会社)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
4-32	4	3(2)イ③	災害情報や防災等に資する情報の積極的な提供	43-44	「災害情報」と「防災・減災情報」を分け、「災害情報」は積極的実施、「防災・減災情報」は具体的内容に応じて判断するとした方針は、妥当である。 (一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
4-33	4	3(2)イ③	災害情報や防災等に資する情報の積極的な提供	44	防災・減災等に資する情報の提供が公共的であることは自明であり、視聴者に必要な情報が迅速・的確に提供されるためには、個別具体的な内容ごとに実施の判断を待つようなことは適当ではありません。放送法の災害放送規定に準じて、NHKの報道機関としての判断の下、災害情報と同様に積極的に実施すべきものとして位置づけられることが妥当と考えます。 放送法第108条 (災害の場合の放送) 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					(日本放送協会)	
4-34	4	3(2)イ④	既放送番組等の無料での提供期間に係る制約の廃止	44-45	<p>当委員会はヒアリングで、教育と福祉に限った既放送番組のインターネット提供は、国民の利益に合致すると述べた。しかし、番組のジャンルを限定せず、提供期間の制約を撤廃するのであれば、反対である。総務省事務局作成の資料でも、諸外国では、無条件に提供期間の制約を撤廃していないことがうかがわれる。</p> <p>「第一次取りまとめ(案)」では実態として、「NHKが無料で提供する既放送番組は、ごく一部を除いて、短時間にダイジェストした番組クリップが中心であり、無料提供の期間を延長することによる市場への影響はさほど大きなものとは考えられない」「支出規模に関し「40億円程度」と別途定められているところであり、提供期間に関する制約については廃止しても特段の問題は生じないものと考えられる」である旨述べている。仮に現在の実態がそうだとした場合、今後もこの程度の実施にとどまるかどうかは保障されていない。提供できる番組の範囲、期間、動画自体の長さなど、条件を明確にすることが必要である。</p> <p>また、掛かった費用を明確にする公開制度を設けることを求める。</p> <p>(一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-35	4	3(2)イ④	既放送番組等の無料での提供期間に係る制約の	44-45	<p>・放送の補完と放送番組との密接関連性を基準に照らせば、提供期間の制約をいきなり廃止するのは余りに拙速と考えます。また、40億円という支出規模は民間企業から見れば相当な規模で</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
			廃止		<p>あり、市場への影響は大きくないという判断にも確証があるとは思えず、期間制約は維持すべきと考えます。</p> <p>現行の1か月程度は概ね妥当な長さであり、学校教育番組や福祉番組の番組クリップなど、必要に応じて特例として長期間の提供を認めるのが適切と考えます。</p> <p>(讀賣テレビ放送株式会社)</p>	
4-36	4	3(2)イ⑤	業務ツールとしてのインターネット活用	45	<p>NHKは、電話、パンフレット(印刷物)、来場・来局といった手段に替わる業務上の情報発信・情報収集ツールとして、さまざまな業務目的でインターネットを活用していますが、これらは行政機関や一般企業等でも広く当然に実施されていることで、規制が必要とも思えません。何を対象として個別判断を要するとされているのか、その趣旨を明らかにし、規制が当然に不要かつ不適切なものは除いた上で示していただくよう要望します。</p> <p>(日本放送協会)</p>	<p>45ページ⑤は、NHK主催イベントについてのインターネットライブ中継といった要望について、ヒアリングを通じ関係者からはその具体的内容の明確化が必要との意見が寄せられているところ、それに対して研究会として考え方を示したものです。</p>
4-37	4	3(2)イ⑤	業務ツールとしてのインターネット活用	45	<p>・妥当であると考えます。</p> <p>(讀賣テレビ放送株式会社)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>
4-38	4	3(2)イ⑥	ハイブリッドキャストの提供	45	<p><input type="checkbox"/>放送・通信連携サービスの新たな規格であるハイブリッドキャストについて、NHKの先導的役割を期待する本案には賛同する。</p> <p><input type="checkbox"/>ハイブリッドキャストを実施するには法改正が必要であるが、ハイブリッドキャストにおいて放送と連携する部分とそれ以外のインターネット活用業務については厳然と切り分ける必要があり、受信料を充当して行うべき業務かどうか十分に留意した</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>NHKの業務範囲規律の在り方について、いかなる方法を採用す</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>制度改正を要望する。制度改正にあたっては、同サービスの具体像を可能な限り明確にし、放送連携部分の自由度を上げる一方で、放送と連携しない部分については無限定に実施できるとするのは適切ではないと考える。このことを本案に明記することを要望する。</p> <p>(株式会社テレビ東京)</p>	<p>るかは、第一次取りまとめ(案)における検討結果を踏まえ、行政において検討が行われるものと考えます。</p>
4-39	4	3(2)イ⑥	ハイブリットキャストの提供	45-46	<p>・妥当と考えます。</p> <p>(讀賣テレビ放送株式会社)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>
4-40	4	3(2)イ⑥	ハイブリットキャストの提供	45-46	<p>「第一次取りまとめ(案)」で提示された内容を支持する。NHKが希望する具体的な業務内容が明らかになった時点で、あらためて意見表明したい。</p> <p>(一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p>
4-41	4	3(2)イ⑥	ハイブリットキャストの提供	46	<p>ハイブリッドキャストのような開発途上の新サービスについて、ルール化のために個別具体的な内容を事前に明らかにし確定させることは、その後のサービス開発の柔軟性・機動性を失わせることにつながりかねません。また、一定のルールが必要だとしても、NHKに求められる先導的役割を果たすためには、技術発展や新たなアイデア、ニーズに合わせた臨機の対応を阻害しないよう、間口を広くとり、かつ柔軟な運用を前提としたものである必要があると考えます。</p> <p>(日本放送協会)</p>	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
4-42	4	3(2)イ⑦	インタラクティブな学校教育コンテンツの提供	46	今回の要望は、放送の補完という範囲を大きく逸脱していると改めて述べたい。このようなコンテンツ、およびシステム開発は、民間事業者任せと判断する。NHKが行うべきは、他の民間事業者ではなしえない放送番組の充実である。 (一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-43	4	3(2)イ⑦	インタラクティブな学校教育コンテンツの提供	46	・妥当と考えます。 (読賣テレビ放送株式会社)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
4-44	4	3(2)イ⑧	VOD事業者に対する番組提供への区分経理の適用	46	・本取りまとめの33ページでも指摘されているように、番組アーカイブ業務(NHK オンデマンド)は平成25年度末の黒字化の見通しが立っておらず、今後、実施基準に従って業務継続の是非も含めた検討対象となる可能性が高いと思われる。 従って、NHKオンデマンドに関してはまず、平成25年度の決算状況を踏まえた、そのあり方に関する総括がなされることが先決であると考えます。 (読賣テレビ放送株式会社)	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-45	4	3(2)イ⑧	VOD事業者に対する番組提供への区分経理の適用	46	B to Cと同様、B to B提供にも区分経理が適用されることにより、NHKの放送番組がより一元的かつ合理的なウィンドウコントロールと費用負担のもとで提供され、映像資産の国民への還元が促進されることが期待されることから、「区分経理する必要性が認められる」という見解に賛成します。 (日本放送協会)	今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。
4-46	4	3(4)	我が国における	50-51	<制度の在り方と自主基準>	今般の意見募集に係る第一次取

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
			制度の在り方		<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKが任意業務として実施し得るか否かの基準として、(i) 公共性が認められること、(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること、(iii) 市場への影響の程度の3点を示したことを評価します。この3点の基準が法令上でしっかりと担保されることが不可欠であり、制度化を強く要望します。また、「(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること」の判断の視点として、(a) 放送番組との密接関連性、(b) 支出規模に加え、「(c) (地域免許制度や番組規律など) 放送制度との整合性」を盛り込むよう要望します。 ・ 現行放送法はインターネット活用業務を放送番組の二次利用に限定しています。仮にこの限定を外すのであれば、慎重なうえにも慎重に検討すべきであり、前述したとおり放送法の中で業務を特定するなどの措置が不可欠です。決して、NHKが作成する自主基準に“丸投げ”するようなことがあってはなりません。 ・ NHKが制定する「業務の実施基準」については、オープンな制定手続きが求められるところです。このためNHK自らが意見募集や公聴会を実施するなど、関係事業者、国民・視聴者の声を丁寧に聞く機会を、十分な期間を確保して行うことが不可欠です。 ・ 制定された実施基準に基づく判断や運用を適切に保つために、当連盟は一つの考え方としてNHK内部に第三者的機関を設けることを提案しました。NHKが今後、事前・事後のチェック体制を検討するうえで、第三者的機関は有力な選択肢となりうると考 	<p>りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>業務として実施し得るかの判断の視点及び業務範囲規律の手法に関する御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p> <p>第一次取りまとめ(案)において、「十分慎重に検討することが必要」としているのは、英・独で導入されているような事前審査に係る第三者機関です。</p> <p>国民・視聴者や利害関係者等の第三者の意見を十分に反映することが重要であることは、第一次取りまとめ(案)においても指摘しているところです。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>えます。本案の該当箇所の修正を要望するとともに、日本においてもNHKのインターネット活用業務等をチェックする体制を導入することを前提として、前向きに検討すべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	
4-47	4	3 (4)	我が国における制度の在り方	50-51	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKの任意業務として実施し得るか否かの基準として、 <ul style="list-style-type: none"> (i) 公共性が認められること (ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること (iii) 市場への影響の程度 <p>以上3点が示されたことを評価します。</p> <p>この3点の基準が、法令上でしっかりと担保、制度化されることを要望します。この際、「(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること」の判断の視点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 放送番組との密接関連性 (b) 支出規模に加え、 (c) (地域免許制度や番組規律など) 放送制度との整合性、を盛り込むよう要望します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ NHKが制定する「業務の実施基準」については、オープンな形で制定すべきです。このためNHK自らが意見募集や公聴会を実施するなど、関係事業者、国民・視聴者の声を丁寧に聞く機会を、十分な期間を確保するよう要望します。 ・ 制定された実施基準に基づく判断や運用を適切に保つために、日本民間放送連盟は一つの考え方としてNHK内部に第三者的機関を設けることを提案しました。NHKが今後、事前・事後のチェック体制を検討するうえで、第三者的機関は有力な選択 	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>業務として実施し得るかの判断の視点及び業務範囲規律の手法に関する御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>肢となりうると考えます。NHKのインターネット活用業務等をチェックする体制を導入することを前提として、前向きに検討すべきと考えます。</p> <p>(日本テレビ放送網株式会社)</p>	
4-48	4	3 (4)	我が国における制度の在り方	50-51	<ul style="list-style-type: none"> • NHK が制定する「業務の実施基準」については、オープンな制定手続きが不可欠です。 • NHK 自らが意見募集や公聴会を実施するなど、関係事業者、国民・視聴者の声を丁寧に聞く機会を、十分な期間を確保して行うことが必要と考えます。 • 制定された実施基準に基づく判断や運用を適切に保つために、民放連や新聞協会はNHK内部に第三者的機関を設けることを提案しました。NHK が今後、事前・事後のチェック体制を検討する上で、第三者的機関は有力な選択肢となりうると考えますので、導入に向け前向きに検討すべきと考えます。 <p>(株式会社テレビ朝日)</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-49	4	3 (4)	我が国における制度の在り方	50-51	<ul style="list-style-type: none"> • NHKが放送以外の個別業務について、任意業務として実施し得るか否かの基準として、(i) 公共性が認められること、(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること、(iii) 市場への影響の程度の3点を示したことを評価します。 <p>また、「(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること」の判断として、(a) 放送番組との関連性、(b) 受信料を毀損しない支出規模に加え、「(c) (地域免許制度や番組規律など) 放送制度との整合性」を盛り込むよう要望します。</p>	<p>今般の意見募集に係る第一次取りまとめ(案)の該当の記述に関する賛成意見と考えます。</p> <p>業務として実施し得るかの判断の視点及び業務範囲規律の手法に関する御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えま</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行放送法はインターネット活用業務を放送番組の二次利用に限定しています。仮にこの限定を外すのであれば、放送法の中で業務を特定することが不可欠です。 ・ NHKが制定する「業務の実施基準」については、オープンな制定手続きが求められるところです。このためNHK自らが意見募集や公聴会を実施するなど、関係事業者、国民・視聴者の声を丁寧に聞く機会を、十分な期間を確保して行うことが不可欠です。 (株式会社テレビ信州)	す。
4-50	4	3 (4)	我が国における制度の在り方	50-51	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKは国民から徴収される受信料で公共放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、民間放送との二元体制の中で、その基本的な役割が定められている。 放送法20条はこのようなNHKの役割を踏まえて適正な業務の範囲とあり方を定めたものといえ、基本的な考え方は今後も継承されるべきであり、NHKのインターネット利用制度に関しても業務範囲が無限定にならないような規律が必要と考えます。 <p>その際、このような規律を担保し、透明性や公平性を確保する観点から、外部からのチェックが働く仕組みを導入することが重要と考えます。</p> (讀賣テレビ放送株式会社)	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-51	4	3 (4) ア	業務範囲規律の方法	50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有力な選択肢の一つとして示されている、包括的な「実施基準」は、これまで以上に広範囲の業務実施に大臣認可を要することと 	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>なり、かえって規制強化につながりかねないことが懸念されます。</p> <p>仮に、包括的な「実施基準」で規律するとされた場合、認可申請にあたって関連する放送番組名の記載が求められるなどして、個別コンテンツやその表現内容の適否判断に認可権限が及ぶようなものであってはならないことはもちろん、認可審査が適切かつ安定して行われるよう、認可の基準を制度上あらかじめ明確にし、例えばその基準を満たしている場合には認可義務を定めるなど、規制の予見性を可能な限り高めるような措置をとることが重要と考えます。</p> <p>以上のことから、「有力な選択肢の一つとなり得るものである。」のあとに、「この方法を採用する場合は、放送法の趣旨に鑑み、放送機関であるNHKの業務に対する行政の関与を必要最小限に留めるよう、十分な配慮が必要である。」との一文を挿入されることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送機関であるNHKの業務は、行政権限が関与する契機を極力なくし、法の規定に基づいてNHKが自律的に執行できることが望ましいと考えられるため、現時点において既にNHKが行うのが適当と判断される業務は、できる限り独立した業務として法で直接規定するのが原則と考えます。 ・本「取りまとめ(案)」(40 ページ)に示されている「3つの基準」(公共性、放送補完、市場への影響)は、制度の在り方の検討 	<p>する検討の参考意見と考えます。</p> <p>なお、放送法の趣旨に照らし、放送事業者の自主自律に配慮することは当然のことであり、包括的な「実施基準」の方法についても、「NHKの放送事業者としての自主自律の考え方にも配慮するもの」と明記しているところです。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>とは切り離されているものと理解していますが、仮に、認可の基準等にこれらの要素が採用されるようであれば、その内容や適用関係について、改めて十分検討することが必要と考えます。</p> <p>・制度整備において、インターネット活用業務の市場への影響の程度を考慮する場合は、新たな市場拡大効果も期待されること、あらかじめ影響の程度を把握することは困難であること、一般に事前規制は公正競争をかえって制限するおそれがあること、等から、事前の規制ではなく、例えば事後において合理的に検証する仕組みが設定されていること等をもってその考慮の内容とするのが適当であると考えます。</p> <p>・現時点では、具体的にどのような制度化が想定されるか明らかではないため、今後の制度整備の過程においても、機会をとらえて意見を述べていく考えです。</p> <p>(日本放送協会)</p>	
4-52	4	3 (4) ア	業務範囲規律の方法	50-51	<p>包括的な「実施基準」による規律方式を提示しているが、そこに業務範囲がどの程度具体的に記載されるのかなど内容が不明であり、このままではNHKの裁量が際限なく広がるのではないかと懸念する。また、包括的な認可となると、総務省の裁量が拡大されるのではないかと懸念する。個別に認可を求める形式によって、現在どのような不具合が生じているか示した上で、包括的な「実施基準」方式を比較することが必要ではないか。</p> <p>また、申請、事前審査、活用状況や支出額などの事後公開義務や、苦情・意見を適切に処理する仕組み、実施業務をレビューす</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>る仕組みなども、NHK の業務を透明化するために必要だと考える。</p> <p>(一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	
4-53	4	3 (4) イ	事前審査に係る「第三者機関」について	51	<p>「第一次取りまとめ(案)」では、第三者機関の導入には慎重な記述になっている。しかし、インターネット業務という新しい業務を進めるのであれば、それに応じた審査体制が必要ではないか。このままでは、NHK と総務省の裁量が広がることが懸念される。</p> <p>これまでNHK のインターネット業務等の認可に関しては、電波監理審議会への諮問、または総務省やNHK 自身によるパブリックコメント募集によって、第三者の視点を取り入れようとしてきた。「第一次取りまとめ(案)」には、「国民・視聴者や利害関係者の意見を十分反映するとともに、柔軟に見直しを行い得る仕組みを導入することが求められる」等の記述があるものの、具体的にどのような機関を用い、手続きを経る仕組みになるのか、明確ではない。</p> <p>例えば三つの基準として示された「市場への影響の程度」を判断するだけでも、さまざまな経済的な諸条件に基づき、検討することが求められる。そのような検討が可能な体制を用意することが必要ではないか。</p> <p>(一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会)</p>	<p>御意見については、今後のNHK のインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>
4-54	4	3 (4) イ	事前審査に係る「第三者機関」について	51	<p>業務を事前に審査する仕組みは、NHK が自主・自律の公共放送機関として設立された趣旨になじまないだけでなく、形式論的、硬直的な運用となりかねないため、適当ではないと考えます。</p>	<p>御意見については、今後のNHK のインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					(日本放送協会)	
4-55	4		その他		<p>はじめに 調査研究会ちゅうところは、NHK のインターネット業務とやらを広げる言うとする。 そんでもって、総務省は放送法の改正案をこしらえて、来年の国会に出すんやて？ そら、えらいこっちゃあ！ わしらの受信料で支えられとる NHK が、インターネットをどうするんかは、公共放送のあり方そのもんにかかわるがな。調査研究会と総務省は、日本中のみんなの声をちゃーんとすくい上げて、よくよく考えなあかん。うちの研究会の意見も、参考にしてや。</p> <p>1. なにをやりたいのか、わからへん 取りまとめ案の中に、「ハイブリッドキャスト」ちゅうのが出てくる。なんでも、「放送」と「通信」がごっちゃになる、すまあとてれびとかいうのんの仲間らしいな。その見本を見たやつが、うちの研究会にもたまたまおったんで、見てない連中に説明してもらた。「いろんなアプリちゅうんがテレビ画面で楽しめるんや」「サッカー中継で、選手の名前や背番号が画面に出るから、どこにだれがいるのか一目でわかるで」…。</p> <p>なんや、それ？ピンと来んわー。イメージつかめへんわー。 こいつの話が下手なんちゃうで。はいぶりどきやすとの中身が、はっきりしとらんのや。NHK はずいぶんやりたがとるようやけ</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>ど、どんなサービスを目指しとるんか、今あるデータ放送ではあかんのか、パソコンやスマホでできることとどう違うんか、ぜんぜんわからへん。新しいテレビを買わなあかんのかさえ、業界の人に聞いても答えはばらばらや。こんなんでは、認めるべきなんか、やめといたほうがええのか、コメントしようないで。</p> <p>はいぶりどきやすとだけやない。「業務ツール」とか「学習コンテンツ」とか、ほかのもんもわけわからん。NHKも、それから調査研究会や総務省も、まずはきちんと説明してえな。話はそれからや。</p> <p>2. 「包括的な実施基準」はあやういで</p> <p>取りまとめ案は、NHKがインターネットでいろんなことやってええかどうかは、三つの基準で判断せえ言うとする。①公共性が認められる、②放送の補完の範囲にとどまる(番組に深く関係しとって、受信料は食いつぶさへん)、③市場への影響について考慮する——の三つや。そんで、実際になにをやるんかは、NHKが自分で「包括的な実施基準」を作って、総務大臣の認可を受けるようにするべきやと提案しとる。</p> <p>このうち、③は目新しいな。NHKはこれまで、民放や新聞からしよっちゅう「肥大化」とか「民業圧迫」とか文句言われとったけど、それは“マスコミ村”の中の争いやった。でも、NHKが本格的にネットに出てったら、村以外のいろーんな会社なんかと間違いなくぶつかるで。せやから、自分のことしか考えへんかったNHKに、</p>	

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>「少しは人さまのことも考えなはれ」って促すんは、ええことや。しかしな、これで十分やろか。</p> <p>NHK がネット業務をどんどん広げてったら、もう「公共放送」やない。「公共マルチメディア」や。そうなったら、受信料制度だっ ていじらなあかん。テレビがある家だけやなくて、家族がスマホ 持つことからも、受信料もらうことになるかもしれん。それも一つの選択肢やけど、みんなが賛成してるんかいな。とてもそ うとは言えんやろ。もっともっと、もっともっと、議論が必要や。 「国民的議論」ちゅうやつや（もちろん、日本に住んどる外国人 も議論に入れなあかんで。）</p> <p>だいたい、実施基準をNHKに書かせたら、やりたい放題になりか ねん。やっぱり、NHKの業務は、できるだけ放送法の条文を書くよ うにするべきやないか。そんなかで、たとえば、放送で番組が進 むんに合わせて、ネットで情報流したりすることを、認めるよう にしたらどや。</p> <p>もし、どうしても包括的な実施基準で行く言うなら、せめて、総 務大臣が認可する前に、「第三者機関」がチェックするようにな るべきや。調査研究会でも、話が出とったろ。中間とりまとめ案 は嫌がっとうようやけど、大事なことに手間ひま惜しんだらあか んで。よその国はやっとうんやから。公平で、透明な、立派な機 関をつくるやないか。ほんまやったら、経営委員会がやるべきこ とかもしれんけど、あっこはどうも周りが見えておらんようやし、 委員長は次々自爆するし、頼りないからなあ…。</p>	

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>3. 「1%枠」をはめるべきや</p> <p>はいぶりどきやすとなんかをまだ開発しとるうちは、その経費は受信料でまかなってもかまわんと思う。せやけど、三基準の②に「支出規模」ちゅうのがある通り、いくらまでなら使ってもええのか、明確な枠を設けるべきや。</p> <p>今の実施基準では、NHKのインターネット業務の年間予算は上限が40億円となつとる。それに、はいぶりどきやすとなんかを足したとして、きりのええところで「受信料収入の1%」でどや。13年度予算の受信料収入は6221億円やから、1%で約62億円。なかなかええ線やろ。まあ、百歩譲って、事業収入(13年度6479億円)の1%でもええで。</p> <p>昔の防衛費がGNPの1%までだったみたいに、みんなが合意できる象徴的な枠をつくることは大事やと思う。いや、ほんまに。</p> <p>4. ええ番組を作ってなんぼ</p> <p>NHKがいわゆる先導的役割を果たして、はいぶりどきやすとなんかを研究することには、わしらも反対しとらんよ。そこは、誤解せんといて。</p> <p>でもな、そっちに人やカネを使いすぎて、「豊かで、良い」番組を放送するっちゅう、本来の仕事がおろそかになったらあかん。テレビしか見てへん、インターネットは使っとらん言う視聴者から見れば、ネット偏重は受信料泥棒やで。その意味で特に、受信</p>	

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>料値下げしてから、地方の放送局の人を減らしとるのは、感心せんな。災害への対応はもちろん、日常的な地域情報も地元のものにとっては重要なんやから。むしろ、地方は強化してほしいわあ。</p> <p>それに、ネットと連携させて新しいもん作るより、NHK アーカイブスにぎょうさんたまとる番組をネットで見られるようにするほうが、視聴者は喜ぶんやないか。民放が絶対にやらへん、在日外国人向けの多言語放送とかも、NHK に期待されてるところや。そういうことを後回しにして、ネットばかりやりたがとるのは、困ったもんや。</p> <p>しつこいようやけど、NHK はやっぱり、おもろくてためになる娯楽番組とか、隠れた事実を掘り起こす報道・ドキュメンタリー番組とかを作ってなんぼの存在や。「あまちゃん」もええけどな、それを忘れたらあかん。いや、応援しとるんやで、NHK はん！</p> <p>(放送の自由は大事やないか研究会)</p>	
4-56	4		その他	4	<p>取りまとめ案 P17～(2)「ラジオを取り巻く環境」を読んで、ラジオの社会的役割が認められるものの、存続が危ういというような状況を大変憂慮しています。私の周りでも日常的にラジオを聴いている人はとても少ないです。NHK はラジオの聴取者を増やす努力をもっとするべきと思います。例えば、らじるらじるに比べて、民放がやっているラジコは電波が不安定です。二つを合体させて、効率よく、安定した放送を流すことはできませんか？また民放はポッドキャスト配信などでリスナーを増やす努力をしていますが、NHK はポッドキャスト配信も少ないです。NHK のラジオ番</p>	<p>御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>組は、よく作りこまれたすばらしい番組が多いです。きっと地方局にもそういう番組があるのだと思います。ポッドキャストやネット配信をもっとしてほしい。</p> <p>イギリスのBBCはiPlayerもありますし、ポッドキャストも多い。またポッドキャストにならない番組の SCRIPT を載せていることもあります。これらのサービスにより、受信料を払っていないイギリス以外の国民も良質な番組を楽しめており、ひいては、ラジオの楽しさを伝えることになっていると思います。NHKも自分だけでよければいいということではなく、ラジオの楽しさを世界の人に届けるくらいの心意気で、番組を提供してほしいです。ポッドキャストや、ネット配信などでラジオをもっと気軽に楽しめるようになればラジオリスナーも増えるはずです。今後のラジオ文化の普及にはNHKの役割を期待します。</p> <p>(個人㉓)</p>	
4-57	4		その他		<p>NHKの海外放送事業の前にテレビ契約者に対するインターネット放送の無償化が先ではないでしょうか。現在のNHKの放送受信料の金額からすれば、インターネットアーカイブ用のサーバー経費は十分賄える利益が出ているはずで、であるならば国内の国民に対して更なる料金徴収を行うことなくサービスをするのがよいと思います。</p> <p>(個人㉒)</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関する検討の参考意見と考えます。
4-58	4		その他		<p>インターネットを通じテレビ・ラジオ放送を提供するのは本来業務外であり、無線放送以外の媒体に事業範囲を広げることを認</p>	御意見については、今後のNHKのインターネット活用業務に関

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>めるべきではない。豊富な受信料収入を原資に、インターネットを活用することは、同業他事業者に対しはるかに優位な条件であり、公平な競争を妨げるものであり、健全な放送政策とはいえない。インターネット活用を理由に受信契約をさらに強要すると予想される。業務の拡大を許してはいけない。</p> <p>(個人㉔)</p>	<p>する検討の参考意見と考えます。</p>

その他

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
5-1					<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の今日的意義などをレビューし、法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう要望します。「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。 ・ 当連盟はかねて大臣裁定制度の撤廃を行政に要望してきましたが、徳島県におけるケーブルテレビ区域外再放送の「大臣裁定」に関する電気通信紛争処理委員会答申（平成25年6月26日付）に対し、「情報化社会の進展を踏まえ、行政として速やかに大臣裁定制度の撤廃を喫緊の課題として議論すべきと考えます」との民放連会長コメントを公表しています。 ・ 大臣裁定制度は27年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われています。大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。 <p>（一般社団法人日本民間放送連盟）</p>	<p>御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見と考えます。</p>

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					同旨：株式会社テレビ朝日、日本テレビ放送網株式会社、株式会社毎日放送	
5-2					「放送政策に関する調査研究会」の調査分野が非常に狭い範囲に偏りすぎています。 NHK・民放問わず、昨今の偏向した無責任な放送内容に対する批判意見、またNHKの受信料徴収に関するルールへの批判意見、これらが非常に高まっている中で、なぜその分野へのパブリックコメントを開かないのでしょうか。 (個人③)	御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見と考えます。
5-3					インターネットによるラジオのサイマル放送に係る「エリア制限」に対して意見を述べる。 総務省で公開された「放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中間取りまとめ」の提言にも記載されているが、地域ラジオ局のサービスエリアに関し、インターネットによる「広域化」「エリアフリー」は必須である。 1.そもそも通信サービスは、原則として「全国あまねく」サービスである。その「全国あまねく」サービスされる通信(インターネット)を用いた、ラジオのサイマルサービスは、そのまま「全国あまねく」サービスされるべきである。 2.放送サービスの「放送対象区域」は、その資源が有限である電波を使用している為に、用いられている。 3.国民の公平性の原則から、本件は、独占禁止法の観点からも検討を進めるべきである。 その上で、国は「エリア制限の禁止」を含む制度面の整備や、	御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見と考えます。

No.	章	項	項目	頁	提出された意見(提出者名)	意見に対する研究会の考え方
					<p>ガイドラインを設けるべきである。</p> <p>4. 本研究会、総務省、国は、NHK及び民放ラジオのサイマルサービスを積極的に推進すべきである。併せて、通信設備の整備や運用、災害時対応、権利処理等の簡素化も国が推進すべきである。</p> <p>5. なお、本件のサービスに係る費用（NHKを除く）は、国及び民放ラジオ事業者が主に負担すべきであるが、ある程度であれば、受信者（弱者を除く）が、その一部を負担する事も検討課題ではある。</p> <p>(個人⑱)</p>	

※ この他にも、NHKの番組内容への意見やNHK職員の不祥事等を指摘しNHKの廃止等を求める意見その他の放送行政に関する要望等が提出されましたが、今回の意見募集の対象と直接関係のない御意見であると考えます。